

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 柳井 健一

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成31年4月9日付け障地第1090号で諮問のあった「社会福祉法人大阪府社会福祉協議会の所在不明の借入申込者（借受人）、連帯借受人、連帯保証人及び相続人に係る戸籍謄本及び戸籍の附票並びに住民票等の徴収に係る個人情報の取扱いについて」にかかる大阪府個人情報保護条例第7条第3項第7号に規定する個人情報の本人以外からの収集、条例第7条第5項に規定する要配慮個人情報の収集については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、本件収集に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

記

- 1 本籍地等社会的差別の原因となるおそれのある情報の収集については、当該情報を得なければ借受人及びその相続人の所在を特定することができない場合のみに限定すること。
- 2 収集した個人情報の取扱いにあたっては、提供先において流出等が生じないよう万全の措置を取らせるとともに、必要がなくなったときは確実かつ速やかに廃棄させること。

(答申に関与した委員の氏名)

柳井健一、島村健、赤津加奈美、近藤亜矢子、長谷川佳彦